

14. デンマーク

(1) 国内法と EU 指令の比較、罰則規定、税関での運用状況

① WEEE 国内法と EU 指令との比較

デンマークの WEEE 国内法は、EU 指令と比較して厳しい点は特にない。

② 罰則規定および違反事例

a. WEEE 罰則規定

ごみ箱×マーク非表示、製造者登録・報告義務違反、不法処理など WEEE 国内法違反に対して罰金が課される（省令には、罰金の金額について具体的な規定はなく、個別に判断が下される）。さらに、故意や重過失の違反によって、環境に悪影響を与えた場合、当事者の利益目的で違反を犯した場合は、2 年以下の懲役となる¹⁴。

b. RoHS 罰則規定

特定有害 6 物質を制限以上使用した製品を市場に流通させた場合など RoHS 国内法違反に対して、罰金が課される（省令には、罰金の金額について具体的な規定はなく、個別に判断が下される）。さらに、故意や重過失の違反によって、環境に悪影響を与えた場合、当事者の利益目的で違反を犯した場合は、2 年以下の懲役となる¹⁵。

c. WEEE 国内法違反の事例

2009 年 11 月現在、WEEE 違反事例は報告されていない。環境保護庁が注意勧告を出している企業は複数あるものの、違反事例として警察に告発されたものはない。現在注意勧告が出されている各企業が勧告に従わない場合には、告発される可能性があるが、当面は猶予が与えられている。これは、基本的に各企業に WEEE 処理を適切に行わせることが目的であり、罰則が目的ではないためである。

¹⁴出所：Bekendtgørelse om håndtering af affald af elektrisk og elektronisk udstyr (BEK nr 664 af 27/06/2005) 電気・電子廃棄物省令

URL : <https://www.retsinformation.dk/Forms/R0710.aspx?id=12849>

¹⁵出所：Bekendtgørelse om begrænsning af import og salg af elektrisk og elektronisk udstyr, der indeholder visse farlige stoffer (BEK nr 873 af 11/08/2006) RoHS 省令

URL : <https://www.retsinformation.dk/Forms/R0710.aspx?id=12950&exp=1>

d. RoHS 国内法違反の事例

2009年11月現在、違反事例はいくつか見られるが、初犯であるため、罰金などの処罰は課されず販売停止措置が採られたのみである。具体的には、RoHS規制に違反する製品については、その輸入および製造が禁止され、EU域内での販売は禁止される。

③ RoHS 対応に対する通関時の確認

RoHS 省令

URL : <https://www.retsinformation.dk/Forms/R0710.aspx?id=12950&exp=1>) に定められており、環境保護庁が規制遵守の取締りを行うこととされており、税関では検査を行っていない。

a. 必要書類

デンマークに電気・電子製品を輸出する際、税関に対して RoHS に関する手続きは特に必要ない。

b. 税関での検査、確認方法

デンマーク税関では、RoHS に対する検査・確認は行われていない。代わりに、環境保護庁が既に輸入された製品に対し、市場において調査を行う。調査は、抽出検査である。

c. 検査にかかる期間、コスト

環境保護庁による市場での抽出検査は年に1~2回ほど行われ、1製品当たり平均約2時間かかる。07年~09年の間には、検査が4回実施され、累計約100の製品が検査された。

d. RoHS 対応違反時の対応

2009年12月時点で、検査項目となった約100製品の内、約10の製品において RoHS 規制違反が報告された。その結果、該当製品は EU 域内での上市が禁止され、輸入者あるいは製造業者の費用負担で、小売業者から引き取られた。現在のところ RoHS 違反において、告発されたものはない。

(2) WEEE リサイクルシステムの運用状況

① 製造者登録の概要、登録方法、登録先機関

a. 登録先

登録先機関は民間非営利団体の DPA システムであり、登録は DPA システムのホームページから行う。

Dansk Producentansvars System (DPA)

住所：Vestervoldgade 6D, 4., 1780 København V, Denmark

電話番号：+45 33 77 91 92

FAX：+45 33 77 91 00

E-mail：info@dpa-system.dk

URL：<http://www.weee-system.dk>

担当機関は環境省の下にある環境保護庁である。

Miljøstyrelsen（環境保護庁）

住所：Strandgade 29, 1401 København K

電話番号：+45 72 54 40 00

E-mail：mst@mst.dk

URL：<http://www.mst.dk>

b. 登録方法

デンマーク環境省が発行した廃電気・電子機器（WEEE）省令 664 番（2005 年 6 月 27 日）により、電気・電子機器（EEE）の生産又は輸入を行う者は WEEE システムに登録する義務がある。WEEE システムは 2009 年 1 月 1 日に DPA（デンマーク生産者責任）システムに名称を変更した。

DPA システムに登録するには、個別生産者として登録するか、民間コンソーシアムを通して登録するかの、二通りの方法がある。いずれの場合も、市場に電気・電子機器を販売する 14 日間前までに登録しなければならない。

個別生産者として登録する場合は、

- ・ 直接 DPA システムに登録しなければならない。
- ・ WEEE 処理施設が回収および特別処理を行うような手配をしなければならない。
- ・ WEEE の量の年次報告を直接 DPA システムに提出しなければならない。

さらに、一般家庭に電気・電子機器を販売する個別生産者として登録されている製造業者および輸入業者は、WEEE 運送や処理など、将来のコストに対する財政保証を提出しなければならない。製造業者及び輸入業者は、次の項目について DPA システムに報告し保証金額を算出する。

- ・ 前年市場に販売した一般家庭用電気・電子機器の量（年に一回）
- ・ 今年市場に販売する一般家庭用電気・電子機器の予想量（年に一回）
- ・ 市場に販売する電気・電子機器の予想量の著しい変化があった場合の報告（14 日間以内）

民間コンソーシアムのメンバーになって、民間コンソーシアムを通して登録する場合は、

- ・ 直接ではなく、民間コンソーシアムを通して DPA システムに登録する。
- ・ WEEE の回収および特別処理はコンソーシアムが手配する。
- ・ WEEE の量に関する年次報告を民間コンソーシアムに提出しなければならない。

民間コンソーシアムのメンバーになると、各生産者は一般家庭からの WEEE に対する財政保証を提出する義務が免除される。

② 回収の仕組み

a. 家庭系 WEEE の回収

家庭系 WEEE とは：

- ・ 家庭からの電気製品の廃棄物である。
- ・ 企業や団体からの電気製品の廃棄物で、一般家庭と同量や同種のものである。

家庭系 WEEE は市の収集場所に無料で返却することができ、その際の費用は、市が負担する。同様に、家電を市場に流通させた販売者や回収業者は、無料で回収することになる。どの方法についても、家庭系 WEEE の回収に関して、回収料金を取ることは許可されていない。

家庭系 WEEE の具体的な回収方法は以下のとおりである。

- i. 家庭からの電気製品の廃棄物は市の収集場所において無料で回収される。市が回収計

画に基づいて、別途回収することも可能である。更に、家庭からの WEEE は、販売業者、回収業者が回収することもできる。

- ii. 企業や団体からの WEEE で一般家庭と同量や同種のもは市の収集場所に返却できる。市が、回収計画に基づいて、別途回収することもできる。大型廃棄物で、市が回収できない場合は、事業系 WEEE と見なされる。
- iii. 一般家庭から廃棄物を回収する販売業者などは、市の収集場所に無料で返却することができる。市が回収できない大型廃棄物は事業系 WEEE と見なされる。

b. 事業系 WEEE の回収

事業系 WEEE とは：

- ・ 企業や団体からの電気製品の廃棄物で、一般家庭と同量や同種でないものである。

事業系 WEEE の回収方法は、以下のとおりである。

i. 新規 WEEE の回収方法

- ・ WEEE を廃棄する企業は、WEEE 廃棄に関して提供されるサービスについて製造者、輸入業者に連絡を取る。
- ・ 2006 年 4 月 1 日以降に購入した電気製品の WEEE 廃棄を行う企業は、適切な認証処理場で分別され処理されるように、WEEE の廃棄処理業者を手配する。

ii. 従来 WEEE の回収方法

- ・ WEEE を廃棄する企業は、適切な認証処理場で分別され処理されるように、WEEE の廃棄処理業者を手配し、その費用を払わなければならない。
- ・ 事業目的に利用される機器の取替えのための購入にあたり、該当製品が 2006 年 4 月 1 日までに市場に流通した電気製品の WEEE の場合は、無料で WEEE を製造者や輸入業者に返却できる。

iii. 製造者・輸入業者を特定できない場合

WEEE を廃棄する企業が製造者あるいは輸入業者を特定できず、製造者責任を利用できない場合、WEEE が適切な認証処理場で分別され処理されるように手配し、費用を負担しなくてはならない。

③ 域内で国境を超える場合の扱い

電気・電子機器を、例えばインターネット販売などにより、直接一般家庭に販売する EU 加盟国の製造業者あるいは輸入業者は、その WEEE 受け取りを特別に手配する必要がある。

同時に、製造者あるいは輸入業者は、DPA システムに登録しなくてはならない。
WEEEがEU内で国境を越える場合は「Regulation (EC) No 1013/2006 of the European Parliament and of the Council of 14 June 2006 on shipments of waste」に従う。

④ 民間コンソーシアムの有無と参加方法

デンマークには、現在、以下の4つの民間コンソーシアムがある。

- ・ Elretur（自動販売機は扱っていない。）
住所：Christiansborggade 1, 1558 København V, Denmark
電話番号：+45 33369197
E-mail：elretur@elretur.dk
URL：http://www.elretur.dk
参加方法：ホームページの参加申請書を記入して会員登録を行う
加入料：3,000 クローネ
会員費：3,000 クローネ（一年間）
その他の費用：カテゴリー別の WEEE の扱いに関連する費用
条件：月に一回報告書と料金を提出しなければならない。

- ・ ERP Denmark fmba（自動販売機は扱っていない）
住所：Banemarksvej 40, 2605 Brøndby, Denmark
電話番号：+45 43557256
URL：http://www.nera.dk
加入料：無
会員費：3,000~20,000 クローネ（一年間）
その他の費用：カテゴリー別の WEEE の扱いに関する費用（1kg に当たり 1~2 クローネ）
条件：月に一回報告書と料金を提出、年間報告書を提出。

- ・ Lyskildebranchens WEEE Forening（照明器具のみ扱っている）
住所：Korskildelund 6, 2670 Greve, Denmark
電話番号：+45 40370705

URL : <http://www.lwf.nu>

加入料 : 無

条件 : 照明器具を輸入する企業でなければならない。

月に一回報告書と料金を提出しなければならない。

年間報告書を提出しなければならない。

会計検査官あるいは経営の認証が必要。

照明器具当たりの料金は次の通り : 蛍光灯 : 1.30 クローネ、電球 : 0.85 クローネ

- ・ RENE AG (全てのカテゴリーを扱っている)

住所 : Stevnshøjvej 8, 5800 Nyborg, Denmark

電話番号 : +45 73630070

URL : <http://www.rene-europe.com>

加入料 : 無

会員費 : 個別の判断の上定められる。

⑤ WEEE 回収にかかる消費者のコスト負担

消費者の製品購入時に WEEE 回収にかかるコストについて知らせる義務はないが、権利がある。しかし、その権利は 2011 年 (大型家庭用品は 2013 年) になくなる予定である。

⑥ WEEE 回収率

デンマークでは、WEEE 回収率についての統計はないが、2008 年の再生率とリサイクル率については、次のとおりである。

図表 30 WEEE 再生率・リサイクル率

2008 年	再生率 (%)	リサイクル率 (%)
1. 大型家庭製品	86	76
2. 小型家庭製品	89	84
3. IT 及び通信機器	92	84
4. 耐久消費財	93	90
5. a 照明器具 (付属品)	85	82
5. b 照明器具 (光源)	99	98
6. 電気・電子工具	89	84
7. 玩具、レジャーならびにスポーツ用機器	89	84
8. 医療用機器	85	79
9. 監視制御機器	82	78
10. 自動販売機	89	84

出所：各種資料を基にジェトロ作成

⑦ WEEE 回収にかかるメーカー負担の試算額

WEEE 回収にかかる負担額の試算はない。

(3) WEEE、RoHS 国内法対応状況とその問題点

① 国内法対応の相談窓口情報

- ・ 環境保護庁：<http://www.mst.dk>
- ・ DPA システム：<http://www.dpa-system.dk>
- ・ 民間コンソーシアム：Elretur (<http://www.elretur.dk>)

ERP Denmark fmba (<http://www.nera.dk>)

Lyskildebranchens WEEE forening (<http://www.lwf.nu>)

RENE AG (<http://www.rene-europe.com>)